

審議会等会議録

審議会等の名称	令和4年度山口市再犯防止推進協議会
開催日時	令和4年7月8日(金)14:00~15:30
開催場所	山口県労働者福祉文化中央会館
公開・部分公開の区分	公開
出席者	土田会長、寺田委員、今村委員、岡野委員、山田委員、佐藤委員、福永委員、吉屋委員、白土委員、荒瀬委員、末岡委員、矢壁委員、篠原委員、原田委員、木橋委員、松村委員、
欠席者	小田委員、吉田委員、津田委員、右田議員
事務局	【市健康福祉部】 藤井部長 【地域福祉課】 中村課長、三戸副主幹、竹内主事
議題	1 委嘱状交付 2 挨拶 3 報告及び議事 4 再犯防止に関する取り組み事例
内容	次第に基づき、次のとおり進められた。 1 委嘱状交付 卓上に配置(新型コロナウイルス感染症の感染防止のため) 人事異動等により委員が交代になられた方の紹介 2 部長挨拶 藤井健康福祉部長 挨拶 会長挨拶 【土田会長挨拶】 皆さんこんにちは。土田でございます。 本日は、熱心なご討議をお願いします。 それでは、議事進行を進めたいと思います。報告1、再犯防止の推進について事務局から説明をお願いします。 3 報告及び議事 (1)再犯防止推進について 【事務局】 それでは、1ページの1、山口市再犯防止推進計画についてです。まず、刑法犯の認知件数は、年々減少傾向にあります。検挙人員に占める再犯者の比率は、50%に及ぶ中、国は再犯を防止することが喫緊の課題ということを踏まえて、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。 これを受けまして、山口県におかれては、平成31年3月に山口県再犯防止推進計画を策定され、本市におきましても計画を策定すべく、平成31年4月に山口市再犯防止推進計画策定委員会を設置したところです。それから協議を進めまして、令和2年3月に山口市再犯防止推進計画を策定し、昨年、令和3年7月に山口市再犯防止推進協議会を設置し、第1回目の協議会を開催しました。 続きまして、(2)の計画の概要です。刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方、先ほど申し上げましたように、検挙人員に占める再犯率が約50%に及ぶなど、安心安全に暮らせる地域社会の実現に向け、再犯をどのように防ぐかが、重

要な課題となっております。こうしたことから、本市では犯罪をした人等の立ち直りを支援することにより、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、本計画を策定したところで、計画の位置づけにつきましては、再犯防止推進法第8条に基づく地方再犯防止推進計画でして、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5か年としております。

次に、(3)の再犯防止をとりまく状況についてです。こちらは3つの指標を掲げておりまして、先般、広島矯正管区と山口刑務所の方に現時点で最新となります、令和2年の数値を確認して掲載をしています。

まず、上段の山口県の再犯者率等の推移については、棒線グラフが山口県内刑法犯検挙者数です。令和2年につきましては、令和元年と比較しますと、約200名減少しています。そのうち再犯者数につきましても、令和2年では、元年に比べますと、-68名となっております、減少傾向が続いております。一方で再犯者率につきましては、令和2年が53.2%、令和元年と比較しますと、+2.3%となっております、依然として50%を上回っているという状況です。

続きまして中段の山口県の新受刑者中の再入者率等の推移です。棒グラフが山口県内の新受刑者の数になります。こちらにつきまして、令和2年は令和元年と比較しますと、若干減少しております。同じくそのうちの再入者の数につきましては、ここ近年では、最小値となります、76名ということになっております。再入者率についても49%と近年では減少傾向にある状況です。

続きまして、下段の山口刑務所の受刑者数等の推移ということで、こちらは令和2年の数値が311人と、令和元年と比較しますと、-2人。ただし、山口刑務所再入率につきましてははきましては12.7%と令和元年に比べますと+1.3%の増加になっております。

続いて(4)の取組の推進についてです。基本的な考え方としまして、犯罪を犯した人の多くが、再び犯罪を犯してしまう理由として、仕事がない、住居がない、高齢や障害等による地域社会での孤立といったことが挙げられます。山口市再犯防止推進計画では、取組内容を具体的かつ実効性のあるものとなるように努め、また関係機関と連携を図ることで、犯罪を犯した人等の特性及び地域の実情に応じた相談、支援体制の構築に取組むこととしております。

それから、取組の重点項目として、犯罪を犯した人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて①「広報啓発」、②「就労支援」をはじめとした6つの取組を重点的に推進しているところです。続いて5ページの計画の推進です。計画の普及・啓発に向けまして、本計画では、第二次山口市総合計画に掲げる政策目標や取組と連携させながら進めていくこととしておりまして、具体的な取組に係る事務事業の評価、検証等を行うことで、本計画策定の趣旨、それから取組の内容等に関する効果、影響を深め、市民理解の醸成へとつなげていくこととしております。

続いて、山口市再犯防止推進協議会による評価等ということで、再犯防止に向けた取組を推進し、取組に対する評価・検証を行うために、関係団体や専門家の方等による、山口市再犯防止推進協議会を設置しまして、本計画の効果的な推進を図っていくこととしております。

下のイメージ図につきましては、犯罪を犯した人等の刑事司法手続きの流れ等と、社会復帰をしたのちに自治体や民間団体が関わって支援をしていくということが再犯防止につながるものと考えられています。ここに掲げているのは、そのイメージ図です。以上で、再犯防止の推進についての説明を終わります。

【土田会長】

事務局の説明に対して、何かご質問等ありませんか。ありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。それでは続いて報告2及び関連事項であります議事

1、令和4年度の取組案について事務局から一括して説明をお願いします。

【事務局】

報告2、令和3年度の取り組み及び部会報告についてご説明します。

まず、重点項目に記載の取り組みの実施ということで、4ページに記載しています、下段の欄ですね。取り組みの重点項目ということで、①から⑥までの重点項目に対してそれぞれ各種取り組みをしております。こういったことを令和3年度に実施しておりますので、そのご報告となります。

それから2の部会の報告につきまして、部会の設置としまして、山口市再犯防止協議会設置要綱の第6条に基づく本協議会の下部組織です。それから部会の設置目的ですが、市再犯防止推進計画に掲げる6つの重点項目につきまして、課題の整理や効果的な再犯防止対策の在り方などを検証し、実効性のある新たな取り組みを協議会に提案するものです。

7ページ目、部会の構成員について、令和4年3月末現在の部会員を掲載しております、部会長に篠原委員さん、副部会長に今村委員さん、その他3名の方で部会が構成されております。

8ページ目、令和3年度における部会の取り組み等について、令和3年7月21日に第1回目となる再犯防止推進協議会を開催しております。それから9月に部会を開催し、10月に山口刑務所への視察を行っております。それから12月、3月と第2回、第3回の部会を開催しております、3月9日から3月31日まで約1か月間、市役所1階市民ホールにおいて刑務所作業用品の展示を行っております。

9ページ目、山口刑務所への視察について、令和3年10月27日に部会員、それから地域福祉課職員計13名で刑務所を視察しまして、刑務所の方からの概況説明、施設見学、意見交換をさせていただいたところです。

続きまして、10ページ目、部会における新たな取り組み案の協議、主な意見です。こちらは令和3年度に部会を3回開催しております。この部会において6つの重点項目、それぞれについての現況の課題を抽出しまして、その課題に対してどのような方策を取ればよいのかという取組案を皆さんからご意見をいただいております。それを項目ごとにご説明します。

まず1番の広報、啓発。まず現況の課題として、市民に再犯防止の取り組みが十分に理解されていない。それから地域や家族、社会の受け入れ状況がよくない、また見て見ぬふりをする地域社会となっている。なるべくかわりを持ちたくない、というような方が多いという意見。それから地域社会で生活することを悲観して犯罪を繰り返してしまう。それから地域と関わりを持つことが難しく仕事も決まらな、といったご意見をいただいております。これらの課題に対する取り組み案として、広報・啓発を目的としたシンポジウム、セミナー等の開催。それから現在でも行っている市報や市ウェブサイト等での通年広報、啓発、こういったものを今後取り組んでいったらいいのではないかなというようなご意見をいただいております。

続きまして11ページ目、②就労支援です。こちらの現況の課題として、企業が求める人材がおらず、就職に至らない。需要と供給のミスマッチが生じているといった問題。それから協力雇用主は一定数あるが雇用されていない事業主が多いといった実態。それから一度就職しても人間関係等のトラブルで離職してしまうことが多い。それから仕事が続かない人が再犯を犯してしまう傾向が強い。さらに依存症の影響によって、仕事になかなかつけないといったご意見をいただきました。

これらの課題に対する取り組み案として、啓発を含めて協力雇用主の拡大、ニーズ等のマッチングを行っていく必要があるといったことや、包括的支援体制といったソーシャルファームの創設、依存症に応じた自助グループの創設といった取り組み案が挙げられました。

続きまして12ページ目、③居住支援です。こちらの現況の課題として、出所後すぐに住居を確保できない。住居確保のための必要な費用を貸し付けする制度があるのですが、貸し付け対象にならない。近隣の人など、周囲と一緒に共同生活をしていくという実感が持てない。刑務所に入った方が、食事や住居に困らないといった、本人の自覚の問題ですが、こういったご意見をいただきました。これらの課題に対する取り組み案として、公営住宅の活用であるとか、語り合える場の提供として、グループホームの創設といったご提案をいただいています。

続きまして13ページ目、④生活支援についてです。こちらは現況の課題として、地域住民の一員であるという実感が持てずに、生活に困窮していることを周りに相談できない。それから収入が得られずに、貸し付けを受けることが困難で、生活困窮に陥ってしまう。地域社会で生活することを悲観して、犯罪を繰り返してしまう。それから先ほども申しました、刑務所に入った方が食事や生活に困らないといったご意見をいただいています。

これらの課題に対する取り組み案として、出所後に住まい、生活、仕事などの相談が気軽にフォローできる、相談窓口の整備といったご意見がありました。こちらは既存の団体がすでに行っているのですが、さらに連携強化をしたうえで、こういった相談窓口を整備した方がいいのではないかなというご意見があります。それから当事者や関係者が語り合える場の提供といったご提案をいただいております。

それから、⑤学校と連携した就学支援ということで、現況の課題ですが、子どもたちの問題行動というのは、年々変化してきて、家庭の問題、それから近年ではインターネット、SNS等の普及によって、問題が潜在化してしまう、周りの大人たちが現状を把握することがなかなか困難な状況になっているというような問題があります。子どもを支援したくても親から断られるケースがあるといったご意見がありました。これらの課題に対する取り組み案として、学校や関係機関との連携によって、犯罪を未然に防止していく、それから子どもたちが周りの大人たちに助けを求めやすくなるよう、啓発を進めて行くといったご提案をいただいております。

次に最後の重点項目⑥関係機関・団体等とのネットワーク構築です。こちらの現況の課題ですが、まだまだ関係機関内で相互の情報共有ができていないという現実があるというご意見がありました。これに対する取り組みとしては、引き続き関係機関との情報共有や一層の連携強化を図っていく。それから関係機関が連携して住まい、生活、仕事などの相談が気軽にできるフォロー体制を整備していくといったご提案をいただきました。

続きまして、16ページ目、議事1令和4年度の取り組み案になります。まず1番の重点項目に記載の取り組みの実施ということで、これは先ほど4ページに記載しております、6つの重点項目、①から⑥までになります。令和4年度につきましても令和3年度に引き続き、各重点項目に応じた各種取り組みを引き続き行っていくという取り組み案です。

それから18ページ目、新たな取り組みの検討です。こちらは昨年度、部会を3回開催しまして、先ほど、重点項目を6つ、それぞれの課題を抽出して、それに対する新たな取り組みをご説明しましたが、その中でも特に喫緊の課題であるといわれる部分を、重点的に項目を絞りまして、ご提案させていただきます。

まず、重点項目①広報、啓発です。市再犯防止推進計画策定の趣旨や再犯防止に向けた取組を広報、啓発するために、シンポジウム、セミナー等の開催を検討するといったものです。開催するにあたりまして、その対象を市民とするのか、又は関係団体向けとするのか、につきましては、部会ではまだ決定しておりませんので、この後、委員の皆様いろいろなご意見をいただければと考えております。

それから2番、重点項目④生活支援ということで、受刑者は出所後に住まいや生活、仕事などの相談が気軽にできるフォロー体制の整備を検討するといったも

のでして、既存の団体ですで行ってはいのですが、この取り組みをさらに連携を強化してこういったフォロー体制を整備するという提案です。

最後に、(3)のその他の重点項目についても、引き続き課題の整理を行い、再犯防止対策の在り方などを検討するというものです。これが令和4年度の取り組み案として、ご提案させていただきます。

【土田会長】

昨年度は部会員の方々にはいろいろと熱心なご議論いただきました。改めて御礼申し上げます。只今、報告2、令和3年度の取り組み、それから部会報告、そして続きまして議事1の令和4年度の取り組み案についての説明が終わりました。

それでは部会員の方から何か補足説明があればお願いしたいのですが、篠原委員、よろしくお願いいたします。

【篠原委員】

部会長ということで、少し、補足説明をさせていただきます。今、事務局の方からご説明がありましたように、やはり、山口市の計画の中の重点項目を中心に部会の方でもいろいろ議論をしております。内容については、今お話があった通りですが、特に課題に対する取り組みについて、いろいろご意見が出ておりますが、すぐにでも、着手できることと、少し時間をかけながら環境整備をしながら取り組んでいくというように、大きく分けれると思いますが、ただ、やはり部会の方とすれば、着実に行動に移して、少しでも目に見えた形で、この再犯防止につながっていければということでの議論をしているわけです。

先ほど、事務局の方から話がありましたように、やはり即にもできるというのは、まずシンポジウム、あるいはセミナーという形で、やはり、啓発に、まずスタートを持ってくればなということ、説明がありましたように、関係者にするのか、市民を対象にするのか、この辺りを少し煮詰めてもらったら、この協議会、決定するのがこの協議会だと思いますので、具体的ところが煮詰まれば、それに向けて、また部会の方も、それに対して詰めて行ければなというように考えております。

先程、事務局から報告がありましたが、決してこれがすべてとは思っておりません。また皆さん方のご意見やアイデア等がありましたら、ぜひ、事務局の方にも、自分たちはこう思うということがあれば、お知らせ願えれば、またそれを部会の方でも叩いていければなというように考えております。

【土田会長】

ありがとうございました。続きまして、今村副部会長さん、何かありますか。

【今村委員】

もう少し、補足をさせていただきますと、新たな取り組みの検討というところの(1)の重点項目の所ですね。広報、啓発活動についてなのですが、お話をしていた中で、いきなり市民の皆さんにセミナーやるよと言っても、どれだけ集まるか分からないという話がありまして、この協議会の中も、各団体、組織の機関の取り組み状況、現在の再犯防止に関する取り組み状況がお互いよく理解できていないところがあるのではないかと、そういう話もありまして、今日のような、こういう会議の機会にですね、順番に各機関団体から、参考になるような情報を皆さんに提供できれば、少しでも皆さんにセミナーみたいな形でやれるのではないかなということ、今回計画されているようですが、各機関、紹介をしていただけるようなことになっていきますので、これも楽しみにさせていただいて、そうした機関の取り組みとか団体の取り組みを見て、次はうちの順番が来た時にはどうい話をしていこうかと議論していく中で、新たなアイデアが出てくるのではないかと話がありました。

そういうことを進めて行きながらで、並行して一般市民向けのセミナーも計画できればいいなという話に進んで行ったのではないかなと思います。ぜひ皆さんの方でも、方向についてご検討、参考にさせていただいたらと思います。

【土田会長】

ありがとうございます。続いて、パーソナルサポートセンター山口の白玉委員から何かございませんか。

【白玉会長】

私どもに関係があるのは生活支援とか受刑者の出所後の住まい、生活、仕事などの相談が気軽にできるフォロー体制というところで、既存の相談支援事業所として今私ども、相談を受けている状況です。ただ、最初から契約者の方とか分かっている場合等何もなくて、ご自分で相談に来られた方もいらっしゃるの、選別というか、来られた方についてはきちんと聞いて、相談をしていく、再犯防止、昨日も事件があって、中学生が刺されたりとかということで、刑務所に入ったという話がありまして、そういうことが減るように、私どもも過去に何回も同じような方を支援している場合があるのですが、やっぱり来られたら同じようなことになっても、支援していかないといけないというところがあります。また私どもだけでなく、関係機関、もっと相談できる場所が増えるといいのではないかなというふうに思っております。

【土田会長】

ありがとうございます。他にどなたか、ご意見ありませんか。お示しいただいたように、犯罪自体は少しずつ減ってはいるのですが、再犯ということが今重要な課題になっています。再犯を減らせば、50%減るということは、半分になるということです。この再犯防止というのをもっと考えていかないといけません。

犯罪を犯した人が再犯しないようにするには寄り添って、共に考え、孤立させないことが一番大事ではないかというふうに思うわけです。

みんな自分の思い通りにならなく、孤立してしまうとやけになってしまうといいますが、そうすると再犯につながってしまうという傾向があるのではないかなというふうに思っております。ですから、自暴自棄にならないよう一緒に考えていければということが再犯防止に今必要ではないかなと思っております。

福永委員、いかがでしょうか。

【福永委員】

全般的な内容はずっと書いてありますので、現状の対応というのは先ほど、報告があったように、再犯率が高い原因というのは、就労がない、そしてもう一つは住むところがない、それが大きい二つの問題点があると考えていますし、そのための方法論、対応する取り組みの優先順位といいますか、そういうのも、ある程度頭に入れていかななくてはいけないのではないかなと思っております。

【土田会長】

ありがとうございます。矢壁委員、何かありませんか。

【矢壁委員】

山口更生保護会の矢壁と申します。すいません、突然指名いただきましたので、今皆様のご意見をいただき、どの機関の支援についても、同じことが言えるのですが、私どもも同じということなのですが、それというのはそれぞれの機関、団体が、支援する対象、あるいはどういうふうな支援ができるかという確認については、それぞれが持っているというふうに、その対象では外れないと、その機関団体

としては対応できませんよという部分が必ず生じているというふうに、ですからそういうふうな部分をどういうところが対象として取り扱っているか、あるいはそこからどの期間、団体についても漏れるのはどういう人たちなのか、どういう支援についてはする方法がないのか、という現状をまず、山口市で結構ですが、まずそれを焦点を当てて、焦点を当てて、こういう人についてどういう支援ができるのだろうかという計画を立てていくというのも一つの方法かなというふうに思います。そうした場合に、今私ども、国の指導からなどを受けながら、ホームの対象についてもその中で、まだ国からの委託収入ということで、民間施設経営をやっている。という中でありますので、そういうふうな部分を含めて、更生保護会としての取り組みはどうできるのかということも検討しながら、共に考えさせていただきたいというふうに思います。

【土田会長】

ありがとうございました。がい者就業・生活支援センターの吉屋委員、何かご意見ありませんか。

【吉屋委員】

障害のある方の就労の支援をしていますデパールの吉屋と申します。私ども支援をしていた方の事例が何件かあります。孤立をさせないよという発言が出てきていますが、孤立をさせないためには本当にいろいろな今おっしゃったように、支援する対象者の枠組みからそれぞれの機関、できること、枠組みから外れたときの、隙間の所の支援とか、そこをしっかりと見守るといふか、そこはどこがやるのだろうかというところが、本当にどうしたものかと悩んでいるところなので、そのあたりを本当に何ができるか、何が必要なのかというのが、具体的な検討ができるといいなとお話を聞いて思いました。

【土田会長】

貴重なご意見、ありがとうございました。他に何かありませんか。はい、木橋委員どうぞ。

【木橋委員】

一番大切なことは市民が本当にそうした働きを受け入れるかどうかということにかかってくるのだと思うのです。いろいろな問題や課題が出てきたときに、その課題の当事者だけで、話が完結してしまうケースが多いのです。組織はやったやっただけというふうに感じられるかもしれませんが、実は一過性で終わってしまう。先ほど、再犯防止をやっていくために、シンポジウムやセミナーをまずやりたい。こういうことだったのですが、このことについては、私も賛成です。ただ市民の方々がどれだけ集まるか、先ほど、今村委員さんが言われたようにどうやって人を集めますか。このシンポジウムやセミナーには工夫が必要だと思います。

例えば、再犯防止を防ぐために市民の集いをやったらほとんど人は来ませんよ。何故かという、先ほど部会の報告の中で、6項目あげていらっしゃいました。広報、啓発のところ。理解されていない、受け入れ状況がよくない、そして見て見ぬふりをするとか、関わりを持ちたくないとか、そういう市民が多い中で、例えば再犯防止について考えようというシンポジウムをやったら、そのネーミングをした時点で、もう市民がそっぽを向いてしまうような気がするのです。ですから、同じシンポジウム、セミナーをされるのであれば、知恵を絞って工夫してネーミングの一つも大事にする必要があると思います。私自身、かつてそうだったのですが、犯罪ということについては、非常にマイナスイメージを持ちますね。そうすると、そのマイナスイメージを持っていろいろな交流をしたり、コミュニケーションを図ろうとしても、出

てくる結果はマイナスイメージだけです。ですから、ぜひポジティブにこれらをどう
いうふうにしてとらえていくかとお互いに考えていく必要があると思います。

【土田会長】

ありがとうございました。他にどなたかありませんか。はい、原田委員どうぞ。

【原田委員】

我々、法務局の人権擁護機関として再犯防止には直接かかわっておりませんが、人権課題 17 のうちの 2 つ程、罪を償った人への偏見、差別を解消して、犯罪の被害にあわれた方の人権に関する相談活動を行っております。我々の所に来られる相談は皆さんのところのように直接的なものでなく、いろいろなところで断られて最後に行きつくところが法務局の人権相談というところですよ。

かなり厳しい状況がありまして、例を申しますと、国籍が日本でない、日本語も不自由な方や前科がある方の相談にも対応することがあります。法律的な問題、言葉の問題で苦しんでおられます。そういう方に寄り添えるような形で少しでも前に進めるように、取り組んでいますが、なかなか思うほどの効果があがっておりません。ただ、最後の砦として人権擁護機関はそういう位置にあるのだろうと考えていますので、みなさまの、直接的ではないですが、縁の下の力持ちとして頑張りたいと考えております。

【土田会長】

ありがとうございました。他に何かございせんか。ございせんようでしたら、今頂いた意見を含めて議事1の令和 4 年度の取り組み案ということで、重点項目の記載の取り組み実施については、事務局案のとおり、継続して実施するという
ことでよろしいでしょうか。

各委員から「異議なし」の発言

【土田会長】

ありがとうございます。続きまして、新たな取り組みの検討について今後、部会に向けた具体的な協議検討を行うという提案なのですが、重点項目の再犯防止に向けた取り組み、広報、それに啓発するためのシンポジウムについて、市民を対象にするか、また関係団体を中心とすべきか、この場で皆さんからご意見をいただき、協議会としての方向性を確認したいと思いますが、どなたかご意見はありますか。また、篠原部会長さん、何かご提案はありますか。

【篠原委員】

市民を対象にするか、関係者を対象にするか、どちらも必要なことだというように思っています。しかし、優先順位をどちらにするかについて、部会でも議論になったところですよ。考え方としてまず先ほど、この場でご意見が出たように、まず関係者と協議会の関係団体の方に周知を図るためにまず関係者を先にやって、そしてある程度関係者が情報共有をしたうえで、市民に向けた啓発、シンポジウム等を行うというの、そういう方法もありかなというように感じたところですよ。優先順位からすると、まず、この関係者自体も年に 1 回しか集まらない、また団体の方にどこまで情報を押さえているかもわからないというような状況を踏まえると、まずは関係者がお互いに共通認識、情報共有するのが先ではないかなというように感じたところですよ。そのあたりで、いや違うんだということであれば、またご意見として伺っていければなと思いますが、どうでしょうか。

【土田会長】

ありがとうございました。他に山口保護観察所の方からのご意見として、今村委員は何かありませんか。

【今村委員】

皆さんおっしゃる通りで、どっちを優先というよりは両方同時進行でいくべきだというふうに考えておりました、今おっしゃっていたところで、さっき出たので、面白いなと思ったのが、再犯防止のためのセミナーというのを市民にバーンと出してもだめだというのが、乗ってこないというのが、始めから思っておりまして、ではどういう形があるかなということ、7月の月間というのは、再犯防止推進強化月間ということ、今日私、この服を着ていますけれども、社会を明るくする運動の強化月間です。こういった活動のなかで、いろいろな切り口を探しているところです。アニメーションを使ってみたりとか、漫画みたいなので教育をすとか、それから就労支援で実は刑務所の中で高い技術を身に付けていたりとか、仕事をやりだしたら熱心にやるとかですね、そういうところが出てきたりとかあるものですから切り口を仕事の関係でして、そういう業界団体をお招きして、始めてみるとか、いろいろな切り口があるのかなということ、今社会を明るくする運動で、出ているキーワードが、生きづらさ生きていくというキーワードを作ったのですが、身体障がいとか、精神障がいとか知的な問題とか、いろいろな課題を持っておられる方々が生きづらくなっている世の中を生きていくために、どうしていくかというのを、総合的に考えようじゃないかというのが、社会を明るくする運動の中でもいわれていまして、そういった切り口で、より皆さんが多くの方が関心持てるような切り口を探していけたら、市民向けのセミナーもうまくいかないかなと考えています。何分、私自身がアイデアがないものですから、皆さんに知恵を貸していただけたらありがたいなと思いました。

【土田会長】

ありがとうございました。白土委員は何かありませんか。

【白土委員】

関係機関の方や市民の方が行ってみようと思ってもらえるようなメッセージを入れて開催できたらいいのかなと思っています。

【土田会長】

はい、ありがとうございました。優先順位からすると、関係団体を中心に進めて、それから少しずつ、市民の方に広げていったらどうかということですね。他に何かありませんか。

【山田委員】

弁護士の山田と申します。今、皆さんが言われたとおり、私も方向性は賛成です。言い方が適切かどうかは判然としませんが、現段階で市民に向けた講演会を実施しても、アピールにしかならなくて、実質的な効果はあまり期待できないと思っています。関係者向けに実施するということは賛成なのですが、少し踏み込んで開催内容を検討していただきたいなと思います。具体的には、目標を明確にしておくより一層効果があると思います。例えば、犯罪をした人の就労先を増やすという目的であれば、そうした団体に対して呼びかけて、こういう制度があって、実態はこうだったと、成功事例はこういうのがあったというのを打ち出して、就労先の候補者を増やすという目標であれば、それにしっかり特化して実施した方が効果的だと思います。あとは、何度も繰り返す依存症の問題ですが、依存症を解消するのであ

れば、例えば社会福祉士さんとか、社協さんも来られていますが、そうした方を対象にして、問題の入り口にあたる弁護士や刑務所からそうした支援団体の方への引継ぎをきちんとするというのが大切だと思いますので、連携について特化してやるとかですね。何らか目標を持ってそれに特化した人を集めて、それに適した内容でやるというのが効果的だと思います。初回からそこまで踏み込むかというところがあるかと思うのですが、素晴らしい皆様が集まっておられるので、何らか効果が上がる取組が素晴らしいと思います。そのうえで、市民の皆様に、我々が活動した結果、これだけの具体的な成果が得られましたというのを市民に向けてアピールした方が効果的ではないかと思います。

【土田会長】

ありがとうございました。篠原委員どうぞ。

【篠原委員】

先ほど、山田委員が言われたことは十分理解しております。ただ、残念なのは山口市再犯防止推進協議会自体、山口市にあることすら認知されていない、これが現状と思うのです。協議会自体も年に1回開催している状態。もっと活動することによって、認知度が上がってくると思うのです。一つでも二つでも活動して表に出していかないとなかなか周知されていない。最終的に100%は望まないにしても広がっていくと、山口市は再犯防止に取り組んでいるということを打ち上げ花火で上げることは大事だと思います。そうしないと、昨年私が言いましたが、再犯防止が単なるスローガンで終わってしまうと思うので、制限のある中でやるべきことはいくらかでもあると思うし、いろいろな成功事例を発表する間とか、たくさんあります。ありますが、なんせ限られているというところを踏まえて、やりたい気持ちはたくさんあるのですが、抑えて一歩ずつ進めていく必要性を感じているところです。

とにかく、山口市には本協議会があるのだよと、そしてこういう議論をしながらこういう活動をしていますよというところをまず関係者が十分理解したうえで、そしてタイミングを見計らって、また広げていくというスタンスで行かないと、何をやったのか、もしくは一年終わってしまったということになろうかと思うので、それはしたくないというのが専門家、特に私が感じているのです。実績を上げていくということが大事ではないかなと思います。

【土田会長】

ありがとうございました。部会の方でももう少し練っていただいて、事務局さん、お任せしますので、もう一度部会の方で、ご審議願ったらと思います。それでは、今申し上げたような形で、これからもっともっと啓発、広報に努めてまいりたいと思います。では、最後にその他の所で、何かご意見ありましたら。

【事務局】

様々なご意見ありがとうございました。シンポジウムの具体的な内容や方法につきましては、皆様からいただいたご意見を踏まえ、対象は関係団体をベースに部会で詳細を協議させていただいて、次回協議会で具体的な内容をお諮りしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

【土田会長】

他にありませんか。無ければ議事進行1をこれで閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で任を解かせていただきます。ありがとうございました。

4 再犯防止に関する取り組み事例

【事務局】

土田会長、どうもありがとうございました。土田会長、席の移動をお願いします。次に次第4です。本協議会については複数の関係団体で構成をしておりますが、それぞれの団体の再犯防止に向けた取り組みにつきまして、なかなか相互間で知る機会が少ない現状となっております。またこの協議会の設置目的として、ネットワークの構築を図るというものがあります。各団体の取り組みを把握することは非常に重要であると認識しておりますことから、本日は、山口地方検察庁及び、山口刑務所における再犯防止に向けた取り組みなどについてご講話をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。それでは、まず、山口地方検察庁検事の寺田委員にご講話をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【寺田委員】

山口地方検察庁検事の寺田と申します。本日は山口地方検察庁が取り組んでおります再犯防止についての活動について少しお話をさせていただきたいと思っております。

お手元に山口地方検察庁の資料が配られているかと思っております。こちらにごく簡単にですが、再犯防止に向けた支援等についての活動内容をまとめさせていただいております。山口地方検察庁では、平成 28 年 9 月に刑事政策推進室を発足させました。ここでは罪を犯した生活困窮の方ですとか、障がいのある方、あるいは高齢の方等について円滑な社会復帰や再犯防止に向けた助言や効果的な保護・支援というのを関係機関等と連携しながら行っています。そのほかにも、いわゆる児童虐待事件におきまして、警察や児童相談所と連携したり、犯罪被害者やご遺族の方について支援を行ったりということもしておりますが、本日は再犯防止に向けた活動についてご紹介をさせていただきます。と申しましても、ちょっと検察庁の方で、具体的に継続的な支援を、当該犯罪を行った人に対して具体的にやっていくというのが少し難しいことがございまして、主な活動としてはそういった機関につないでいくところをメインにやっております。

再犯防止に対しては入り口支援、出口支援に大きく分けられることができるかと思うのですが、当庁では主に入り口支援が中心となっております。

出口支援は、刑務所等に入所していた人が出た後にいかに社会に復帰していくか、社会内で活動していくかといったところで、これについてはこの後お話がある山口刑務所になると思っております。

よって、当庁がやっているいわゆる入り口支援というものについてなのですが、まずは福祉機関に対してつないでいくという支援を行っております。その流れについては、簡単に申しますと、主には、検察庁は、警察から事件が送られてきて、それについて捜査を行い、最終的に起訴するのか、起訴しないのか、という処分を行うのがメインの活動になっているのですが、その過程で、この入り口支援が必要であると考えた場合には、担当検察官が当庁の刑事政策推進室に連絡をして、情報提供を行います。こういった事案で被疑者はこういうような生活をしていて例えば精神疾患があるとか、身体障がいがあるとか、というのが情報提供を行います。そして次に刑事政策推進室としては、どのような話し合いが必要かというものを検討しまして、そして場合によっては当該対象者と面接などをして、さらに情報の収集を行い、そして関係機関と連絡を取って、助言を受けるといったようなことをします。ただ、前提としてこのような支援については対象者が希望しないと無理やりするわけにはいきませんので、まずはその意思確認を行うということも重要なことになっております。ですから、社会福祉士などと連絡を取って、この人にはどのようなメニューが用意できるのかということを確認の上、住居や職業等の支援を行っていく。例えば精神障がいがあるということであれば、病院につないでいくということもや

っております。あるいはそこで、先ほど言ったように、本人に意思が必要ということもありますので、例えば、ご本人が不安を感じる方もいらっしゃる場合は、弁護士にお願いをして、こういうふうな支援が必要だと思うので、ご本人に何とか前向きに考えるようにお話してみてくださいませんかというようなことをお願いして、弁護士とも協力して対応しています。

その中で、各機関の連携というお話がありましたが、今後、当庁の刑事政策推進室の活動及び拡充していくことも当然必要であると考えておりました、例えば他庁でもお話になるのですが、例えば精神障がいがある方が逮捕されてきて、ただ事案は軽微であり、おそらく起訴はされない、ただ、このまま釈放して社会に放り出すとまた同じようなことになるだろうという場合には、たとえば地域定着支援センターとか、あるいは社会福祉士、ハローワークの方もそうですし、様々な方、あとは当然弁護人も入れて、5、6人くらいです、この人にはどういった支援ができますかねというようなことを話し合っ、社会復帰後の支援を具体的なメニューを組んで、それをもって、このような体制が整っている、一定の再犯防止等は期待できるだろうということで、起訴猶予処分にするというようなことをしていると、ちょっと今コロナ禍になってしまって、なかなか集まって検討することは難しくなっております、そんなとこ、事件捜査の中身で非常にプライバシー等の配慮も必要ですので、なかなかそういったことを、今開催するのは難しい情勢ではありますが、この辺が、感染症が落ち着いてくれば、そういったことも将来的にはできるようになってくるのかなと思っております。また、山口保護観察所とも連携をしております、具体的には更生緊急保護という制度を利用しております。これは起訴猶予もちろんそうですし、執行猶予の判決が出て釈放されるというようなときに、今執行されても行くところもないし、お金もないし、その日の生活もできませんというような場合は、更生緊急保護の制度を使い、検察庁から山口保護観察所の方に連絡をして、支援をしてもらうということもあります。その他ですね、山口保護観察所に限らず、様々な福祉機関に行きますと言ったら、では連れて行ってあげるよといってそこまで連れて行くという同行支援というものもやっております。

様々やっているのですが、今後のよりよい支援をするということについては、皆様方とも、より一層の協力というものが必要となりまして、これは山口市だけでやっているとなかなか難しいところがあります。各種機関もありまして、ここを縦断的とか横断的というかにできるような、例えば我々こういった場合、どこに連絡すればよいかなどというふうに迷うこともありますので、例えばワンストップで様々な機関の連絡窓口みたいなものがあると大変ありがたいのですが、これは市と県との関係もあって、なかなか現実的には難しいところもあるのですが、将来的にはそういうものができるようになればいいなと個人的には思っております。

今日ちょっと時間もあれですので、ざっくりとした話になりますが、大体以上となりますが、何かご質問等ありますでしょうか。

【今村委員】

ご説明ありがとうございます。山口保護観察所では、今お話しいただいたところの後を引き継ぐ対応をしているのですが、実際の事例で、不起訴になって、釈放になるということで、逮捕されて拘留 10 日間しかない中で、およそ 1 週間たたないと被疑者の状況が分からないので、検事さんもこの保護が必要だなどというところまで考えが至るのに、すごい時間がかかるわけですね。釈放まで数日しかない、3 日とか 4 日とかしかない中で、山口保護観察所に、出たときにどこか受けてくれるところがないかなと相談を受けて大慌てで探し回ったのです。そういったところで、今おっしゃったように、連絡先がどこかなと常に我々も探して回って、どういうところが頼れるだろうかというのをおろおろしながら本当にギリギリの当日連れてくる寸前にやっと決まったみたいな形です。来ても決まらない、どうしようかという状態に

なったりするという事なのです。このメンバーの中で、そういったときに、山口更生保護会にちょっとお願いをして、しばらく泊めてもらえませんか、頼んで、泊めてもらっている間に、あちこち聞いて回って、引き受けてくださるところを探すと。こういうかなり時間的に詰まった状態で、釈放された後のフォローをやっているということ。ちょっと紹介させていただいたらと思いました。

【寺田委員】

まさに、身柄を拘束している、本当に時間がなくて、さらに更生保護施設などについてもやっぱり、お酒とたばこはだめよというのがあって、どうしても本人が、うーん、それだとちょっとみたいなことを言い出すと、いやいやそれだとあなたたち行くところないですよということになって説得したりとか、というのでご迷惑をおかけしています。ありがとうございます。その他ご質問等大丈夫でしょうか。

【寺田委員】

ありがとうございます。では、私からの話は以上になります。

【土田会長】

寺田委員、ありがとうございます。それでは、続きまして、山口刑務所統括矯正処遇官の吉田様に再犯防止に関する取り組みについてのお言葉をいただきたいと思います。

【吉田委員】

山口刑務所教育総括の吉田と申します。今日はよろしくお願ひいたします。まず、私山口刑務所に着任したのはですね、去年の4月ということで、それまでは実は今教育統括をしていますが、作業統括ということで、その前は処遇統括ということで、実は再犯防止に係ることにつきましては、刑務所の中では主に**分類**の方が担当しているところでありまして、実際に私、去年の4月から教育統括になりまして、初めての、改善指導とかそういう刑務所の中で受刑者に指導する管轄の統括をやらさせていただいているところでして、実際に詳細なところは把握しているのかと言われたら、ただ今勉強中のところでありますが、実際に今、現在行っていることについて今日説明させていただこうかと思っております。

まず、実際に具体的な説明の前に先日新聞等で報道されていると思うのですが、拘禁刑、というものがですね、この3年以内に変わってくると。これがどのように刑務所にかかわってくるかと言いますと、現在、今刑務所の方は、懲役刑、禁固刑というもので、受刑しているのですが、この者たちについては、刑務作業が義務づけられているところ。先ほども説明した通り作業統括をやっておりましたが、受刑者に刑務作業を実際には義務付けてやっている。そういった中で、刑務作業をやりながら、改善指導、先ほどありました、就労支援とか、福祉的な支援、そういったものを今やっているところ。これは今度の拘禁刑に変わりますと、刑務作業は義務付けになりませんので、当然福祉的な支援が本当に必要なものについては、こちらの方に重点的に行う。もしくは就労支援や教科指導ですね、いわゆる勉強ができない人に対しては、もっと勉強をさせるとかそういったように変わってくるということは現在、報道でなされています。これについては今後、刑務所の方でもいろいろな協議が進んで、変わっていくのかなと私も思っているところ。実際にそういった動きの中で、では刑務所の方で再犯防止についてどんな取り組みをしているかということについて、説明させていただきますが、実はですね、私、ここの山口市に来てから非常に勉強させていただいたのは、山口圏域生活支援協議会というものが、毎月、済生会の湯田温泉病院の方で開催されていると

思うのですが、そちらの方に実は昨年から何回か出席をさせていただきまして、非常に勉強になったのは、やっぱり社会内就労されている方々が、日頃困っていることが、そういったことをじかに聞きまして、実際刑務所の中で、我々はどうのように指導することが大事なのかなということを改めて考えさせられたところです。実際に本当に刑務所の中で我々も一所懸命指導はしているのですが、社会内就労をしている方々の日頃のご苦勞を聞くと、本当に我々の指導はまだまだ行き届いていないのだなということを実際に実感しているところです。

そういったこともありまして、実は今年3月から4月にかけて、その圏域の皆様方に私の方で、ちょっとアンケートを取らせていただきまして、まず、1つ目が刑務所出所者の対応に困っていることや問題点についてというようなアンケート、後刑務所出所者の対応を行っていて、刑務所在所中に指導すべき事項についてということ、後その他刑務所に求めることについてという簡単なアンケートを取らせていただいて、それに対して社会内就労をしている皆様方からのご意見としてはもっと個別的な支援を行うことが必要だということです。後、引受人がないなどの理由から、緊急連絡先の確保が出来ず居住の契約ができないとかですね、具体的なそういったいろいろな意見が出されました。その他に先ほど説明があった依存症の問題ですね、こういったもので、就職が決めてもすぐやめてしまうような意見がありました。実際にすごい我々も勉強をさせていただきまして、いろいろなきめ細かな意見がありまして、これに対して刑務所の方で、どういったことができるのか、といったときにやはり個別的な処遇を充実していかなければならない、ということを考えて、実は今年のまさしく6月から試行的に実施しているものがありました、それを今日ちょっと紹介させていただこうかと思っております。

実は受刑者というものは刑務所に入所してくると約2週間、刑執行開始時指導ということで、2週間、新入工場という工場に入れまして、そこでいろいろな調査をしたり、いろいろな講話をしたりしてこれから受刑していくための基本的なことを指導していきます。

やはり刑務所というのは、国の機関ということもありまして、縦割りのなこともありまして、例えば、就労について簡単に説明させていただきますと、実は職業訓練、こういったものを行っているのは作業。作業の方で職業訓練として、就労のためにビジネススキル化という訓練なんかをしています。私が所属している部署においては、就労については就労支援指導というような指導を行っております。どんなことを行っているかと言えば、履歴書の書き方とかコミュニケーションの取り方とか、こういったような指導を行っている。最終的に受刑者というのは刑期がありますので、満期日がいつで、大体その人の罪刑によって過去の事例から行くとどのくらいで、仮釈放で出ていく可能性があるか、そういったものを算出しまして、それに見合せて、彼らの罪刑に対しての、改善指導をいつの時期にどうやってやっていくか、そして受刑者が例えば職業訓練を希望していれば、どんな訓練を希望しているかをいつの所でやらせていくか、当然、先ほども圏域の方からもありましたら、ぜひ健康面の方の医療的なものをこういったものを、引継ぎがきちんとなされないというふうな意見もありましたので、医務的に本人方が持っている疾患に対してどんな治療をして、出所までの間にどこら辺まで回復させて社会へつないでいくか、そういったものを考えていく。

またですね、当然住むところ、引き受けてくれるところということで、居住地はどこを本人は希望しているか、住むところはどこを希望しているか、また就労についてはどのように本人は考えていてそれに対してどのような支援を当所は行っていくべきか、こういったものを刑執行開始時の間に各課が本人と面接したりして、それに対してではどの時点でどこの支援をしていきたいと思いますか、どこを充実させていきたいと思いますかということ、現在この6月からまさしく試行的にやらせていただいています。これによって、大体一人一人の受刑者に対して、福祉的な支援が一番重要な

のか、就労支援が一番重要なのか、職業訓練を早めにやって、そのあとに職業訓練に対しての就労支援をどうやってやっていくかとかですね、そういったところ、全所的に考えられるように今なってきています。実際に、この取り組みをやって、実際に見ていて、やはり我々の現場の職員さん方は、各課部門の職員さんは、いままでは自分の部署だけを見ていたのですが、やはり連携しなければいけないので、お互いに話し合いをするようには、現在なっているところです。実際に今日もまさしく見ていて、そういった風景が見られますので、試行的と言いましてもなかなかいい感じで進んでいるところが今の現状かなと思っております。これについては、今試行的にやっておりますので、ここは何回か検証を行っていきながら、また新たにどうやっていくかを今検討しているところです。簡単に言えば受刑者も病院で言えば、カルテみたいなものを今作成しているというようなところだと思います。そういったような現在、今再犯防止について取り組みを行っております。

あとですね、先ほどのいろいろな意見を聞いていて、就労支援について私思うところがありまして、ちょっとご紹介をしたいのですが、実はですね、こちらの圏域の方の意見、すごい、私もこれは本当にその通りだなという意見がありました。例えばですね、出所後、更生保護施設に居住するものの、期間満了後地元に戻るため、離職する。地元の更生保護施設に居住すれば就職の定着率も上がり、更生につながるなんていう意見もありました。受刑者というのは、居住地が決まらないう会社等、なかなかできない。そうなる例えば自分は本当は帰りたいのだけど、そこを希望していたのだけど、そこが不可だった。だから違う更生保護施設にお願いして、自分で希望を出すわけです。そこに帰ってしまって、結果的にそこで仕事をさせていたが、仮釈期間も終わったが、自分の好きなところに帰ってしまう。そうすると自分の好きなところに帰ってしまうから仕事を辞めるというような、すごい悪循環なことがある。

ということもありまして、実際に今日、午前中はハローワークの方に行かせていただいて、お願いしたのは、住むところを持っている、求人している企業さんを教えていただきたいということで、実は山口県内の方で、1100社くらいありますよと聞いています。実際にそのリストを今日いただいてきました。実際に実は、先週から各企業さんの方に私の方からご連絡をさせていただきまして、まさしく昨日、今日とですね、企業さんの方へ行かせていただきました。実際には、山口市のものなのですが、実際にちょっと防府市とか周南市とか、実は昨日行ってまいりまして、当然我々刑務所も、広報不足というところもありまして、たとえばですね、協力雇用主になっていただきたいというお話をした時に、たとえばなんで協力雇用主にならないといけないのか、という話をいただきまして、実はですねと、刑務所出所者の中で再犯する人というのは7割の人が再犯した時に無職だったと、3割の人は仕事をしていましたという話をするのです。これ、データ的に出ていますので、そうすると必ずそうなんですかという回答があるのです。ということは、そこら辺の広報がなされていないと。なので、私たちも本当に非常に広報不足なのだろうなと思っております。実際に、私、先ほど作業をやっていたということで、作業というのは、矯正展というのを扱っておりまして、矯正展というのは年に1回くらいの大きな矯正展をやるのですが、そこできちんと、広報とかしているところもあるのですが、やはり広報不足ですね。

また、協力雇用主の話とか、こういうお助けがあるのだと、いろいろなことをお話させていただいたら、すごい前向きな回答がありまして、実際に社長と役員さんと前向きな検討をしたいという回答をいただきました。もう1社については、協力雇用主になっていただくということでお話をいただきました。実際に今日行った山口市内の企業さんについては残念ながらそれはちょっと難しいと。それはなぜかというと、やっぱり受刑者というのは怖い。後保証もない。保証は何点かはありますが、これではだめだという回答をいただきましたし、あとやっぱり、お客さんあって

	<p>の仕事の場で、信用がなくなったら困るのでという回答もいただきました。やっぱりそこらへんは、我々刑務所の方も広報不足がすごいあって、もっとやっぱりこういうことを刑務所で指導して頑張ってるやっています、というようなことを今日説明してきましたが、ちょっと短い時間でなかなか伝わらなかったのかなと思っています。実際に、今月の28日には企業説明会ということで、実は山口刑務所の方で、協力雇用主を今やっておりまして、実際に雇っていただいている企業の社長さんが来て、協力雇用主になろうとしている人達を呼んで、実際に説明会を行うのですが、そちらの方に出席してもらえませんかと言ったら、ちょっと考えさせてくれと今日の山口市の方は言っておられました。昨日も2社については、1社はもう時間を予約されて出席すると。もう1社についても社長と相談して前向きに出る方向で考えるということで、回答いただいています。</p> <p>というように、やっぱりもう少し、広報をしっかりすれば、もっともっと協力雇用主も増えるのではないのかなというのが正直実感がありまして、そのためにも刑務所の方で、私、改善指導とかいろいろな指導に携わっておりますので、受刑者に実際にこうこうこういう指導をしているという説明をすると協力雇用主さんの方も理解を示してくれますので、これからも今日ハローワークさんの方でいただいた資料を基に、もっともっと広報活動、協力雇用主の開拓を進めていこうと考えております。実際に今行っている再犯防止の取り組みについては以上となります。</p> <p>【事務局】 吉田さん、どうもありがとうございます。本日の予定はこれですべて終了いたしました。本日は長時間に渡りまして、熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議でいただきました、さまざまな、ご意見も踏まえまして、今後とも皆様と連携させていただきながら、再犯防止に関する取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力のほど、よろしくお願いをいたします。それでは以上を持ちまして、令和4年度第1回山口市再犯防止推進協議会を終了いたします。本当にありがとうございます。</p>
会議資料	<p>会議資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・席次表 ・山口市再犯防止推進協議会委員名簿 ・山口市再犯防止推進協議会設置要綱 ・会議資料「令和4年度再犯防止の推進について」(A4横) ・山口市再犯防止推進計画
問い合わせ先	<p>健康福祉部 地域福祉課 地域福祉担当 (TEL)083-934-2790 (FAX)083-934-5087 (E-mail)t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp</p>